

市民公益活動(ボランティア活動)予定表

令和 年 月 日

団 体 名

代表者名

住 所

電話番号

会 員 数

予定年月日	活 動 名 ・ 活 動 内 容	活 動 予定者数	備 考

添付資料

- ① 団体の概要を把握できる資料
- ② 活動者名簿(氏名・住所) ※保険料請求手続時に必要となります。

問い合わせ・申込先

いわき市市民協働部地域振興課地域振興係
〒970-8686 いわき市平字梅本21
TEL 22-7414 FAX 22-7609

受付窓口

	担 当 課	住 所	電 話 番 号
本 庁	地域振興課地域振興係	平字梅本 21	22-7414
小名浜支所	市 民 課 総 務 係	小名浜花畑町 15-1	54-2111
勿来支所	市 民 課 総 務 係	錦町大島 1	63-2111
常磐支所	市 民 課 総 務 係	常磐湯本町吹谷 76-1	43-2111
内郷支所	総 務 係	内郷綴町榎下 46-2	26-2111
四倉支所	市 民 課 総 務 係	四倉町字西四丁目 11-3	32-2111
遠野支所	市 民 福 祉 係	遠野町根岸字白幡 40-1	89-2111
小川支所	市 民 係	小川町高萩字下川原 15-6	83-1111
好間支所	市 民 福 祉 係	好間町中好間字中川原 29-1	36-2221
三和支所	市 民 福 祉 係	三和町下字萱字竹ノ内 114-1	86-2111
田人支所	市 民 福 祉 係	田人町旅人字下平石 191	69-2111
川前支所	市 民 福 祉 係	川前町川前字五林 6	84-2111
久之浜・大久支所	市 民 福 祉 係	久之浜町久之浜字中町 32	82-2111

問 い 合 せ 先

いわき市市民協働部地域振興課地域振興係
〒970-8686 いわき市平字梅本21
TEL 22-7414 FAX 22-7609

いわき市 市民公益活動 災害補償保険 について

(ボランティア保険)

市内の各地域では、「明るく住みよいまちづくり」を行うため、福祉や生活環境の美化、青少年健全育成活動をはじめ、さまざまな分野でボランティア活動が行われています。

これらの活動には、十分な安全対策が必要とされていますが、不幸にして事故が起こらないとも限りません。

いわき市市民公益活動災害補償保険は、市が掛け金を負担し、市民の皆さんのボランティア活動を側面からお手伝いする制度です。



♡ 対象となる方

- ボランティア活動を行ういわき市民および活動の本拠がいわき市にある方
- いわき市内で行われるボランティア活動に参加するいわき市外の方

♡ 対象となる活動

次の内容をすべて満たしているボランティア活動

- (1) 自発的に行う公益性のある活動であること
- (2) 活動が計画的に行われるものであること(事前にいわき市への届出が必要です)
- (3) 無報酬で行っていること(交通費などの実費支給は無報酬とみなします)
- (4) 日本国内における活動であること
- (5) 政治上の主義の推進や宗教の教義を広めることを目的とするものではないこと
- (6) 自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと

ただし、市が主催・共催する活動や、市の管理下で行われるボランティア活動は、ボランティア保険の対象とはなりません。別途市が加入している全国市長会市民総合賠償保険の対象となります。

■保健衛生活動
例 ・各種検診業務の普及啓発
・難病患者支援
・医療活動支援

■社会福祉活動
例 ・高齢者に対する援護
・社会福祉施設等の諸活動に対する援護

■青少年健全育成活動
例 ・青少年を非行から守る活動
・非行防止のための地域巡回
・児童福祉向上のための活動

■生涯学習支援活動
例 ・文化、芸術活動支援
・文化伝承活動支援
・生涯学習支援

■地域振興活動
例 ・まちづくり活動

■町内会・自治会の運営活動 ※自助的活動は除く
例 ・役員会、総会
・事業計画に基づく事業

■スポーツ振興活動
例 ・スポーツ、レクリエーションの振興に向けたボランティア

■環境保全活動
例 ・環境美化、清掃
・自然保護、緑化活動

■災害時における救助活動
例 ・災害時における被災地での救援活動
・防火、防災に関する普及・広報

■防犯活動
例 ・防犯パトロール活動

■交通安全推進活動
例 ・交通安全啓発
・春・秋等の交通安全運動
・立哨指導活動

■人権擁護活動
例 ・人権擁護啓発活動

■国際交流活動
例 ・地域の国際化推進
・国際相互理解、友好親善、国際協力

■男女共同参画社会の実現を図る活動
例 ・男女共同参画社会推進活動

■ボランティア活動の支援活動
例 ・ボランティア活動についての相談
・ボランティア講習会の開催



♡ 保険の内容



傷害保険

ボランティア活動に従事中の急激・偶然・外来の事故により、活動者が死亡または負傷した場合に保険金が支払われます。

保 険 金 の 種 類	保 険 金 額	備 考
死 亡 ・ 後 遺 障 害	200万円	後遺障害は障害級別により3～100%
入 院	1日 1,500円	事故日より180日間対象 ^(注)
通 院	1日 1,000円	事故日より180日のうち90日対象 ^(注)

(注) 平常の生活または業務ができる程度に治った日までの日数とします。

保険金をお支払いできない主な例

- 地震、噴火、津波、洪水その他の天災による場合
- 戦争、暴動その他社会的騒乱による場合
- 脳疾患、疾病、心神喪失による場合
- 法令の規定による災害補償が適用される場合
- けんかや自殺、犯罪行為および自己の故意などによる場合
- 冬山登山やその他の危険な活動によるもの
- 他覚症状のないむちうち症や腰痛
- 法令違反行為のあった事故



賠償責任保険

ボランティア活動に従事中の活動者の過失による偶然な事故により、被害者の生命・身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ法律上の賠償責任を負うとき、賠償額の範囲内で保険金が支払われます。

賠償の種類	内 容	保険金支払限度額
身 体 賠 償	他人の身体に傷害を与えたとき	限度額 1人 5,000万円 一事故 5億円
財 物 賠 償	他人の財物に損害を与えたとき	限度額 一事故 1,000万円

保険金をお支払いできない主な例

- 地震、噴火、津波、洪水その他の天災による場合
- 戦争、暴動その他社会的騒乱による場合
- 心神喪失中の損害賠償責任
- けんかや自殺、犯罪行為および自己の故意などによる場合
- 交通事故など車両によるもの
- 航空機、エレベーター等によるもの



♡ 申込方法

本保険の適用を受けるためには、活動を行う前に次の(1)～(5)の事項を記載した書類(様式は任意)のほか、団体の概要を把握できる資料及び当日の指導者と参加者名簿(氏名・住所)を提出してください。

- (1) 団体名・代表者・住所・連絡先
- (2) 活動予定日時・場所
- (3) 活動名
- (4) 活動内容
- (5) 参加予定数

※裏面「市民公益活動(ボランティア活動)予定表」をご活用ください。



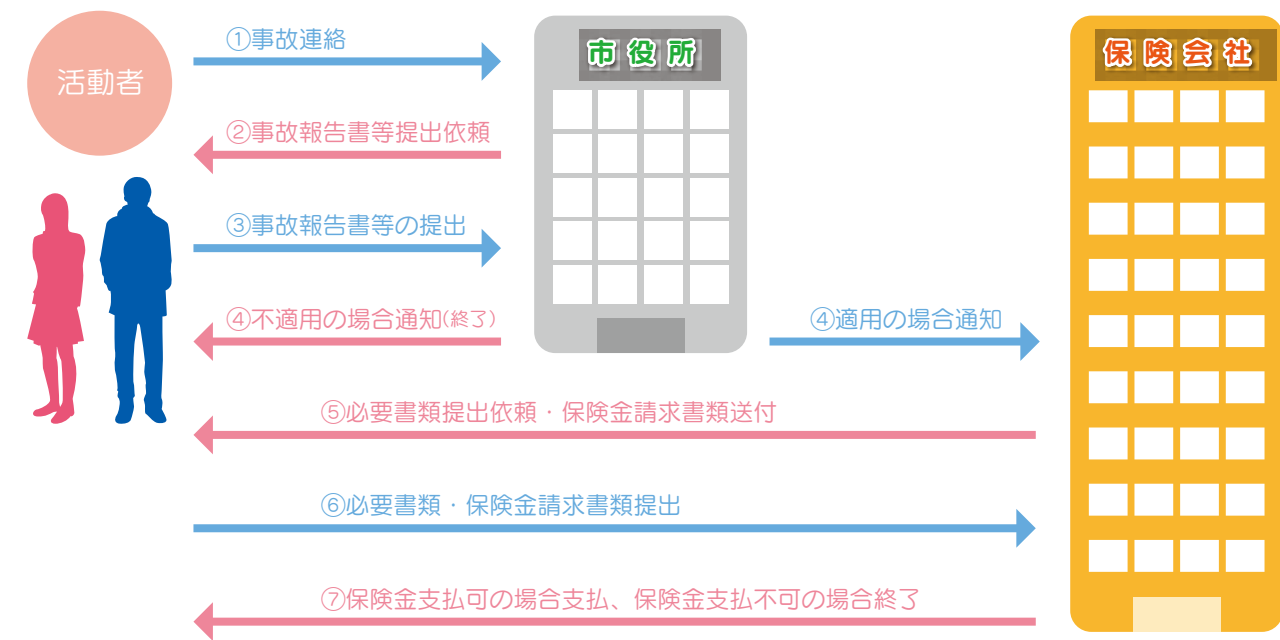
♡ 事故が起きてしまったら

万が一事故が起きてしまったら、速やかに次の事項を記入した事故報告書(所定の様式)及び当日の指導者と参加者名簿を地域振興課地域振興係もしくは支所の担当窓口提出してください。

事故報告書は、本庁にあります。

- (1) 事故発生の日時
- (2) 事故発生の場所
- (3) 指導者および事故証明者
- (4) 負傷者の住所、氏名、年齢、電話番号
- (5) 事故の原因・発生状況 等

事故発生から保険金支払いまで



※賠償責任保険の場合、保険会社と協議を進めながら法的な行為を行うことになりますので、流れが異なります。